
小豆地域特別支援学校整備基本計画

2018/11

1	学校設置の基本方針				
	(1) 設置方針決定までの経緯	-----	1-(1)	⑥屋外スペース	----- 3-(1)-⑥
	(2) 設置方針			⑦連絡通路（渡り廊下）	----- 3-(1)-⑦
	①基本方針	-----	1-(2)-①	⑧環境への配慮	----- 3-(1)-⑧
	②対象児童生徒	-----	1-(2)-②	⑨造成計画	----- 3-(1)-⑨
	③設置形態	-----	1-(2)-③	⑩排水計画	----- 3-(1)-⑩
	④教育の内容	-----	1-(2)-④	⑪基準面積表	----- 3-(1)-⑪
	⑤設置場所	-----	1-(2)-⑤	(2) 構造計画	----- 3-(2)
	⑥施設・設備	-----	1-(2)-⑥	(3) 設備計画	
	⑦通学	-----	1-(2)-⑦	①電気設備	----- 3-(3)-①
	⑧給食	-----	1-(2)-⑧	②機械設備	----- 3-(3)-②
	(3) 児童生徒数及び教職員数	-----	1-(3)	(4) 防災計画	
	(4) 基本理念	-----	1-(4)	①耐震安全性の確保	----- 3-(4)-①
	(5) 教育方針等	-----	1-(5)	②災害時安全性の確保	----- 3-(4)-②
	(6) 管理運営方針	-----	1-(6)	③避難安全性の確保	----- 3-(4)-③
				(5) ユニバーサルデザイン計画	
2	学校敷地等			①安全性の配慮	----- 3-(5)-①
	(1) 校地（予定）			②使用性、操作性への配慮	----- 3-(5)-②
	①所在地	-----	2-(1)-①	③分かりやすさへの配慮	----- 3-(5)-③
	②面積	-----	2-(1)-②	④到達性への配慮	----- 3-(5)-④
	③全体位置図、付近拡大図	-----	2-(1)-③	(6) 施設別共通仕様要望	----- 3-(6)-①②
	④敷地現況図	-----	2-(1)-④	(7) 各室諸元表	----- 3-(7)-①～⑦
	(2) 敷地周辺インフラの現状			4 事業化計画	
	①前面道路	-----	2-(2)-①	(1) 建物概算事業費	----- 4-(1)
	②上下水道	-----	2-(2)-②	(2) 整備スケジュール	----- 4-(2)
	③排水路	-----	2-(2)-③		
	④電力・通信	-----	2-(2)-④	《参考資料》	
	(3) 法規及び規制	-----	2-(3)	(1) 公図	----- 参考-(1)
3	施設基本計画			(2) ハザードマップ	----- 参考-(2)-①②
	(1) 施設計画			(3) 気象データ（降水量）	----- 参考-(3)
	①建物位置及び構成	-----	3-(1)-①	(4) バス路線図	----- 参考-(4)
	②各教室等の配置	-----	3-(1)-②		
	③管理部門の配置	-----	3-(1)-③		
	④共用部等の配置	-----	3-(1)-④		
	⑤児童生徒の生活環境	-----	3-(1)-⑤		

1. 学校設置の基本方針

(1) 設置方針決定までの経緯

時 期	内 容
平成27年8月～	小豆地域への特別支援学校設立に関する意見書や要望書が知事、教育長へ出される
平成28年5月～	小豆地域における特別支援教育のあり方検討委員会
11月	小豆地域におけるあり方検討委員会 報告書とりまとめ ・障害のある児童生徒の学びの場の一つとして、小豆地域への特別支援学校の設置 について検討を進める必要がある
平成29年5月～	県教委事務局内にワーキンググループを設置し、新たに設置する特別支援学校の設置方針を検討
8月～	特別支援学校設置方針案を示し、土庄町・小豆島町教育委員会、小豆郡手をつなぐ育成会、関係保護者から意見聴取
12月	土庄町・小豆島町の両町に設置場所の意見照会～ 回答
12月25日	県教育委員会において、設置方針を決定

(2) 設置方針

① 基本方針

小豆地域における特別支援教育の充実を図るため、多様な学びの場の一つとして、特別支援学校を設置する。

② 対象児童生徒

知的障害者（肢体不自由や病弱等と重複している者を含む。以下同じ。）である児童又は生徒で、知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する者とする。

③ 設置形態

小学部・中学部を置く。ただし、障害の状態が重度重複で島外に通学することが難しい高等部相当の生徒については、柔軟な対応をする。

④ 教育の内容

知的障害者である児童又は生徒に対して、各教科等を合わせた指導や自立活動を主とした指導などを行う。

⑤ 設置場所

以下の内容を望ましい立地条件とし、小豆島町立池田小学校の敷地内又はその周辺を設置予定地とする。

- 小学校・中学校との日常的、継続的な交流及び共同学習を行うため、小・中学校の敷地内又はその近隣地であること
- 体調の管理や急変への対応がしやすいように病院の近くであること
- 土砂災害や津波被害などの災害時において安全性が確保されていること
- 地域内において通学がしやすい場所であること
- 県有地や無償提供された町有地などが活用できること

⑥ 施設・設備

教室の他、自立活動室、作業学習室、生活訓練室、職員室、保健室などを整備する。

⑦ 通学

一般的な車いすにも対応したスクールバスを運行する。
通学が可能な場所に設置するため、寄宿舎は設けない。

⑧ 給食

地元の協力を得て、給食センターからの配送方式を検討する。

(3) 児童生徒数及び教職員数

○ 児童生徒数（見込み）

部	見込み数（ ）内は重複障害児童生徒数	学級数
小学部	13名（7）	6
中学部	6名（2）	3
合計	19名（9）	9

○ 教職員数（見込み）

30～35名程度

※平成30年度の小豆郡内の学校教育法施行令第22条の3相当と考えられる児童生徒数及び学級数をもとに、想定される児童生徒数及び教職員数を推計した。

(4) 基本理念

○ 子ども一人一人が、自分らしくのびのびと学べる学校づくり

子どもが自分の良いところや可能性に気づき自ら学ぼうとする主体的な行動を促す学習や、小豆島の豊かな自然や環境を生かした活動ができる学習環境を整える。

○ 地域にしっかりと根ざし、地域とともに子どもを育てる学校づくり

子どもたちを地域全体でしっかりと育てようという小豆島の良さを生かし、地域社会の人たちとのふれあいや隣接する小学校等との日常的・継続的な交流及び共同学習を大切に、社会性や豊かな人間性を育む。

○ 専門性を発揮し、小豆島の特別支援教育の拠点となる学校づくり

小豆島に初めて設置される特別支援学校として、障害のある子どもや保護者、学校等への支援にあたり、関係機関と連携しながら特別支援教育の推進を担う。

1. 学校設置の基本方針

(5) 教育方針等

次の各項目を案とし、教育委員会事務局に設置したワーキンググループや特別支援学校長会、小豆郡内の教育関係者等で協議し、さらに検討を重ねる。

○ 教育方針

子ども一人一人の願いや思いを大切に、心身の状態や特性に応じた教育を行い、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」の育成を図る。

○ 教育目標

- ・ 基本的な生活習慣を身に付け、健やかな体と豊かな心をつくる。
- ・ 社会生活や将来の職業生活に必要な知識や技能を身に付け、主体的に生活しようとする態度を育てる。
- ・ 集団生活への参加に必要な力を養い、様々な自然体験や社会体験を通して、好ましい人間関係や社会性を育てる。

○ 教育課程

知的障害者である児童生徒に対する教育を行うとともに、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行う。

<小学部>

- ・ 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別の教科道徳、特別活動、自立活動
* 必要に応じて外国語活動

<中学部>

- ・ 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 * 必要に応じて外国語

<共通>

- ・ 指導の形態として、各教科等を合わせた指導である「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」を適宜行う。

○ 日課

学校教育法施行規則に定められた各学年の標準総授業時数に基づき、教育を行う。

<授業日>

- ・ 月曜日～金曜日 6時間/日を基本とする。
- ・ 日課については、スクールバスの運行とあわせて検討する。

(案) 始業 9:00頃 終業 15:30頃

○ 主な学校行事

- ・ 入学式、卒業式、始業式、終業式
- ・ 修学旅行、宿泊学習
- ・ 運動会、学校祭
- ・ 地域交流会等

※小豆島町立池田小学校や県内の特別支援学校との合同開催を検討する行事を含む。

(6) 管理運営方針

- 学校施設は、小豆地域特別支援学校の基本理念及び教育方針等（案）に基づき、教育目標を達成するため、効果的かつ効率的な管理運営を行う。
- 清掃、警備、保守点検等の業務委託を行い、コストの縮減が図られるようにする。
- 給食は、小豆島町立学校給食センターにおいて調理し、配送を受ける方式により実施する。
- 池田小学校との日常的な交流及び共同学習を行うため、池田小学校と施設の使用等に関し必要な調整を行い、適切な管理運営を行う。
- 限られた用地に学校を設置するため、隣接する池田小学校や周辺施設の協力を得て、体育館、グラウンド、プール、遊具等を借用し、教育を行う。

2. 学校敷地等

(1) 校地（予定）

①所在地：香川県小豆郡小豆島町池田字迎地1776他

②面積：A 建設予定地 約2,381㎡

A+B 保護者等の駐車場や生徒の作業学習（園芸）等の農園、緑地等を確保するため、
建設予定地の西側宅地との隣接境界線までを校地とする場合 約2,909㎡

③全体位置図、付近拡大図

全体位置図



※ この地図は、地理院地図の一部を加工し使用したものである。

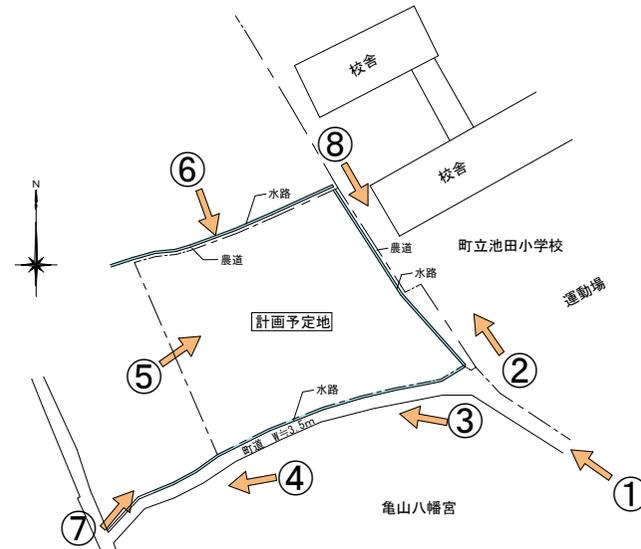
付近拡大図



2. 学校敷地等

(1) 校地 (予定)

④敷地現況図



2. 学校敷地等

(2) 敷地周辺インフラの現状

- ① 前面道路（町道宮の浦線） ----- W=3.2m~3.4m
- ② 上下水道 ----- 無し
- ③ 排水路 ----- W=0.5m~0.7m
- ④ 電力・通信 ----- 前面道路に電柱有り

- ※ 上水道：町道亀山線に布設されている上水道管より分岐し、町道宮の浦線の拡幅工事に併せて引き込む
- ※ 下水道：浄化槽設置とする
- ※ 既設電柱より引込可（電気、電話共用）



※ 概略図

2. 学校敷地等

(3) 法規及び規制

関係法令等	チェック内容	○：要対応 ー：対応不要	担当課	備考
建築基準法	法第18条第2項の規定（計画通知）に該当するか	○：計画通知	県建築指導課	
建築基準法	敷地の接する道路が、建築基準法上の道路となるか確認	ー：都市計画区域外なので、道路の指定無し。	町道路課	現状前面道路は4.0m未満だが、5.0m程度への拡幅を小豆島町が行う予定。
都市計画法	開発行為許可の要否（土地の区画形質の変更がある場合）	ー：都市計画区域外で範囲10,000㎡以下	県建築指導課	
都市計画法	都市計画により定まった用途制限の確認	ー：用途の制限なし	県建築指導課、都市計画課	
建築基準法施行条例	特殊建築物（第3章）に対する制限あり	○：学校に該当	県建築指導課	学校教育法で特別支援学校は学校と規定。
香川県福祉のまちづくり条例	特定施設新築等届出及び工事完了届出等	○：届出（工事着工30日前まで）	県健康福祉総務課	特定施設として届出が必要。可能であれば、適合証の交付を受けたい。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特別支援学校は「特別特定建築物」なので、2,000㎡以上で適合義務	ー：延床面積2,000㎡以下で計画のため	県建築指導課	適合認定を取得する場合は、申請、届出が必要（確認申請時）。
香川県雑用水利用促進指導要綱	雑用水利用計画書の提出。香川県下全域、延べ床面積10,000㎡以上が対象	ー：延床面積10,000㎡以下で計画のため	県水資源対策課	
エネルギーの使用の合理化に関する法律	省エネ計画書の届出義務（2,000㎡以上で適合判定）	○：届出（工事着工21日前まで）	県建築指導課	
文化財保護法	「試掘調査」又は「確認調査」の実施の要否	○：該当	県教育委員会生涯学習・文化財課	試掘を実施予定だが日程は未定。
土壌汚染対策法	現状は「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」には指定されていないが、3,000㎡以上の形質変更を行う場合届出が必要	ー：敷地面積が、3,000㎡以下で計画予定	県環境指導課	
香川県公共施設緑化基準	敷地面積の20%の緑地を確保する努力義務。	ー：努力義務で届出はなし	県みどり保全課	努力義務ではあるが、要協議。届出は無し。
消防法・消防法施行令	計画建物が(6)口若しくは、(6)二のどちらに該当か	○：(6)二に該当	小豆島東消防署予防課	入所(宿泊)施設となると(6)口と判断される場合がある。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外（第13条）	○：農用地利用計画変更の申出	小豆島町農業委員会	
農地法	農地を転用するための権利の移転等（第5条第4項）	○：農地転用の協議	県農政課	

3. 施設基本計画

(1) 施設計画

小豆地域特別支援学校の基本計画の策定にあたり、これまでの調査、分析、ヒアリング等に基づき、学校設置の基本方針、学校敷地等の状況を踏まえて共通で考慮する事項を設定した。

①建物位置及び構成

- ・各教室の機能的な連携を考慮して、建物の配置を検討する。
- ・児童生徒、職員、来校者等の動線とスクールバス、サービス車両、職員車両及び来校者の車両動線を安全かつ合理的に設定するよう検討する。
- ・隣接する池田小学校及び周辺の住宅との調和に配慮する。
- ・池田小学校との共同利用、相互利用等の交流が円滑に行えるよう建物位置を検討する。
- ・周辺住宅との音や日照、プライバシー等に配慮した位置関係を検討する。
- ・来校者等の外部利用者の動線に留意し、外部から利用しやすいよう考慮する。
- ・校舎は、できる限り低層（3階以下）の建物として計画する。
- ・緊急時の避難、施設の維持管理等に支障が生じないよう配慮する。
- ・車椅子の児童生徒や来校者が円滑に移動できる施設となるよう配慮する。
- ・安全管理のため、2方向以上から敷地外へ出られるように通用門を整備する。
- ・スクールバスからの乗り降りは、安全かつ円滑に行えるよう、主出入口付近に車回しを設けるとともに、降雨時の乗降に配慮する。

②各教室等の配置

- ・普通教室は、学部ごとにまとめて、同階に配置する。
- ・小学部普通教室は、1階に配置する。
- ・小学部普通教室、中学部普通教室は、採光を確保するとともに、テラス（バルコニー）で教室のマット類、児童生徒の衣類等の簡単な物干しを行うため、全て南面に配置する。
- ・多目的室は、小学部普通教室からの移動距離が極力短くなるよう配置する。
- ・中学部普通教室と生徒用更衣室は、同階に配置する。
- ・中学部学習室のうち1教室と自立活動室は、隣接に配置する。
- ・植物栽培等の学習や洗濯物の物干し等に使用するため、屋外作業テラス（バルコニー）を設ける。

③管理部門の配置

- ・事務室は、来校者管理などの安全面に配慮するため、建物主出入口に隣接して配置する。
- ・事務室と事務室書庫は、できる限り隣接して配置する。
- ・保健室と医療的ケア室・静養室は隣接配置させ、緊急車両等への迅速な搬送ができる位置に配置する。
- ・応接室は、1階事務室付近に配置する。
- ・配膳室は、給食の搬入を考慮して1階に配置し、簡易な流し台、作業台等を設置する。また、小豆島町立学校給食センターの給食車両の動線にも配慮する。

④共用部等の配置

- ・建物の主出入口は、視認性の高い建物中央付近に配置する。
- ・建物内の主たる廊下は、車椅子がすれ違いできる有効幅が確保できるよう考慮する。
- ・建物内の円滑な移動を考慮し、エレベーターは主出入口に近接して設ける。
- ・階段下等有効活用し、倉庫の面積を確保する。
- ・トイレは、各階にまとめて全体の室面積の調整ができるようにする。
- ・排せつ指導を考慮し、来客用のトイレは別途計画する。
- ・階段は、2方向への避難ができるように、2箇所に設ける。

⑤児童生徒の生活環境

- ・児童生徒の特性、状態を考慮して出会い頭やすれ違い時の衝突に配慮する。
- ・囲障は、目隠しフェンス等で隣接する民家へ配慮する。
- ・飛出し防止、転落防止のため敷地四方を囲い、前面道路側に正門を設け、校内への出入りを制限する。ただし、池田小学校への往来に留意する。
- ・壁、階段の両側等には、伝い歩き用の手摺を設置する。
- ・教室の出入口は、引き戸とし、車椅子・ストレッチャーの通行幅を確保する。

⑥屋外スペース

- ・香川県公共施設緑化基準に基づき、できる限り敷地面積の20%以上の緑化に努める。
- ・敷地南側囲障のフェンス足元に花壇等の設置を検討する。
- ・敷地北側の敷地境界には、目隠しを兼ねた植樹を検討する。

⑦連絡通路（渡り廊下）

- ・池田小学校との日常的、継続的な交流及び共同学習に伴い、相互の施設を一体的に利用するため、渡り廊下の設置を検討する。
- ・渡り廊下は、事業主体である県が小豆島町、農道水路の管理者、池田小学校等と協議し、基本設計までに県建築指導課と協議する。

⑧環境への配慮

- ・太陽光発電パネル等の環境に配慮した施設や設備については、予算や費用対効果を考慮の上、可能な限り設置に努める。

3. 施設基本計画

(1) 施設計画

⑨ 造成計画

- ・隣接地の池田小学校及び民地との高低計画

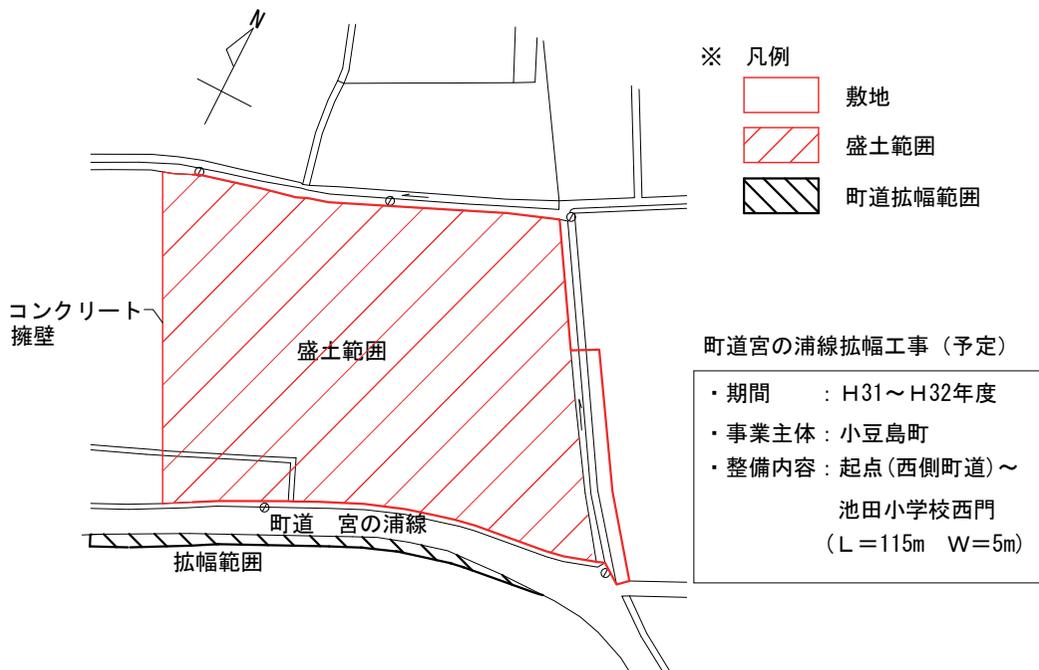
現況は、北側民地は水路を挟んでほぼ同レベル、西側は地続きで同レベル、東側は水路、農道を挟んで池田小学校校庭があり、約1.0m程、校庭が高い。南側は水路を挟んで町道（宮の浦線）があり、ほぼ同じレベルである。

今回の計画は、東側の池田小学校との日常的、継続的な交流及び共同学習を行うため、渡り廊下で繋ぐことを考えると、計画敷地の標高は池田小学校の敷地と同じレベルまで上げて造成をすることが望ましいと考えられる。渡り廊下による接続については、事業主体である県が基本設計までの間に小豆島町や池田小学校、水利組合等の関係者と協議し、実施する場合は造成工事で考慮する必要がある。

なお、造成の計画高を池田小学校のレベルと同じにすることにより、北側、西側の隣接地に大きな影響があるとは考えにくい。ただし、計画建物の日影による北側民地への影響に配慮する必要がある。

- ・前面道路（町道宮の浦線）の拡幅工事

前面道路（町道宮の浦線）は、小豆島町が起点から池田小学校西門までを幅員5.0mに拡幅する方向で検討を進めている。拡幅に伴う仮舗装及び本格舗装については、事業の進捗に合わせて、県と小豆島町が協議を行い、車両等の通行に支障のないように対応する。



⑩ 排水計画

- ・敷地周辺の既存水路改修計画

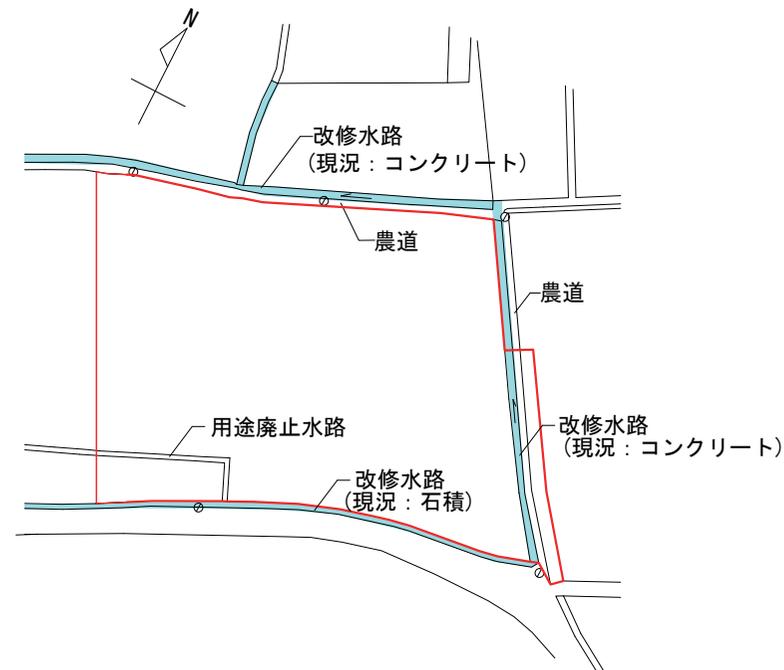
既存水路については、本敷地への進入や敷地内での安全性の確保のため改修が必要と考える。

東側、北側水路の改修は、農道も含めて敷地造成と同時に進行すべきであるが、南側水路については、町道（宮の浦線）の拡幅工事と併せて行うことが望ましい。

なお、南西の隅にある敷地内水路については、用途廃止の必要がある。

雨水排水は東側、南側、北側に放流と想定できるが、地元水利組合等との協議が必要である。

水路への排水等については、基本計画の策定後に事業主体である県が、水路の他目的使用や用途廃止、付替え、床版設置等について地元土地改良区や水利組合等と協議する。



3. 施設基本計画

(1) 施設計画

① 基準面積表

部門名 (部門合計)	室名	参考面積			備考
		単位面積	室数	総面積	
普通教室関係 (216.0)	小学部普通教室	36.0	4	144.0	
	中学部普通教室	36.0	2	72.0	
特別教室関係 (537.0)	小学部学習室	36.0	1	36.0	
	中学部学習室	36.0	2	72.0	
	多目的室	84.0	1	84.0	
	プレイルーム	168.0	1	168.0	
	図書室	36.0	1	36.0	
	美術室	-	-	-	多目的室に含める。
	家庭科室	-	-	-	生活訓練室に含める。
	調理室	-	-	-	生活訓練室に含める。
	音楽室	-	-	-	多目的室に含める。
	生活訓練室	84.0	1	84.0	
	自立活動室	36.0	1	36.0	
	進路指導室	21.0	1	21.0	会議室・相談室を含む。
	管理室関係 (352.5)	職員室	87.0	1	87.0
職員室倉庫		10.5	1	10.5	
事務室		21.0	1	21.0	
事務室書庫		10.5	1	10.5	
応接室 (校長室)		36.0	1	36.0	
保健室		36.0	1	36.0	
医療的ケア室・静養室		18.0	1	18.0	保健室と医療的ケア室・静養室は、セットで面積を考慮する。
教材庫 (小学部下学年)		10.5	1	10.5	
教材庫 (小学部上学年)		10.5	1	10.5	
教材庫 (中学部)		10.5	1	10.5	
倉庫①		10.5	1	10.5	清掃道具 (小、中) 等
倉庫②		10.5	1	10.5	庁務、技術準備室 (サンダー等置場兼用)
倉庫③		24.0	1	24.0	プレイルーム、体育マット、椅子等保管
職員更衣室 (男・女)		18.0	2	36.0	職員休養室を含む。
生徒更衣室 (男・女)		10.5	2	21.0	

トイレ関係 (216.0)	トイレ (小学部)	48.0	1	48.0	各階にまとめて配置することで、面積の縮小は可能。ただし、来客用トイレは別途設ける。
	トイレ (中学部)	48.0	1	48.0	
	身体障害者用	6.0	2	12.0	
	トイレ (職員・来客用)	18.0	1	18.0	
避難等共用スペース関係 (502.0)	玄関、昇降口				職員室、事務室を含む。
	玄関ホール				
	廊下・階段	502.0	1	502.0	
	エレベーター				
	給湯室				
	機械室等				
給食関係 (24.0)	配膳室	24.0	1	24.0	二次調理は行わない。
屋外関係 (36.0)	屋外作業室	30.0	1	30.0	
	自転車置場	6.0	1	6.0	
	ゴミ プロパン				
合計				1,793.5	

※ ゴミ保管場所及びプロパン庫が必要となる場合は、他の部門の面積を調整し、確保する。

3. 施設基本計画

(2) 構造計画

特別支援学校という用途を考慮して耐震性能と耐火性能を確保するために鉄筋コンクリート構造とする。

(3) 設備計画

①電気設備

基本方針

環境負荷の少ない材料及び機器を積極的に採用する。

高効率及び省電力長寿命型機器を積極的に採用し、省エネルギー化を図る。

・電灯設備

照明計画 業務内容、執務環境に応じた光環境の確保を図り、保守性、運用性を考慮する。

設定照度 J I S照度基準による。

・通信設備

電話設備、構内情報通信網設備、TV共聴設備、拡声設備及び呼出設備を設置する。
施設利用状況、運営方針に沿ったシステム構成とする。

・防災設備

消防法、建築基準法等関係法令に基づき、自動火災報知設備及び連動制御設備を計画する。

②機械設備

・空調設備

空調は、体温調節ができない児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒の体調に応じたこまめな室温調節が必要であることから、個別空調できる設備とする。特に、保健室、医療的ケア室、自立活動室やランチルーム、集会室等として多人数で使用する多目的室等は、使用頻度が高いので個別空調を考慮する。

・換気設備

空調のある部屋は、第1種換気全熱交換器を採用し、空調のない部屋は、第3種換気により排気を行う。居室においてはシックハウス対策も配慮する。

・給水設備

給水引き込み管は、南側道路部分より引き込みとする。

給水設備は同時使用率、断水等を考慮して受水槽を設置し、加圧給水方式とする。

・排水設備

屋内排水 汚水、雑排水の合流方式とする。

屋外排水 汚水、雑排水の合流方式とする。

雨水排水 各樹を経て排水路に放流する。

排水設備は、合併処理浄化槽を設置し、排水路に放流する。

・給湯設備

局所方式とする。

・消火設備

消防法に基づき、消火器を備品で対応する。

・ガス設備

燃料にプロパンガスを使用する場合は、プロパン庫を設置する。

(4) 防災計画

①耐震安全性の確保

・施設の構造体については、学校としての耐震安全性（Ⅱ類）を確保する。

②災害時安全性の確保

・2階以上については、避難用滑り台を設置する。滑り台を用いての避難については、小豆島東消防署と協議し、了承を得ている。

③避難安全性の確保

・特別支援学校の特殊性に配慮し、災害時にスムーズな避難・誘導が行えるよう空地や池田小学校グラウンドへの避難誘導が行える計画とする。

・避難用滑り台は、迅速・円滑に安全な場所への誘導ができる場所に設置する。

(5) ユニバーサルデザイン計画

ユニバーサルデザインを考慮し、安全かつ円滑な動線を確保するとともに、障害のある児童生徒がトイレ、廊下等の共用部分においてバリアーを感じることなく利用できる施設とする。

①安全性への配慮

・児童生徒の身体特性や動作特性、行動特性を踏まえ、移動時、施設利用時、緊急時、非常時の安全性を確保する。

・床は、滑りやすい材質のものを避けるとともに、段差や突起等がないようにする。また、柱や壁は、突起物を設けず、衝突時の被害が最小限とするように配慮する。

②使用性、操作性への配慮

・操作しやすい器具の選定を行い、車椅子の方などが極力支障なく利用できるようにする。

③分かりやすさへの配慮

・知的障害のある児童生徒の特性を踏まえ、サインなどに「わかりやすさ」や「心地よさ」に配慮したデザインとし、視認性の高いサインとする。

④到達性への配慮

・移動空間に段差を無くし、廊下階段に手摺を設置し、上階への移動は、車椅子対応のエレベーター設置とする。

3. 施設基本計画

(6) 施設別共通仕様要望 ①

A : 必要 B : 可能な限り必要 C : できれば必要

項目	各施設共通仕様
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎等は、できる限り低層の建物とし、各室は3階までの階高に収める。[A] ・日影や騒音等について、隣接地に配慮する。[A] ・全室（トイレ、倉庫、書庫及び教材庫を除く）に、空調設備、内線電話、LAN接続用情報コンセント2箇所（職員、生徒用）設ける。[A] ・同軸ケーブルを、普通教室、学習室、図書室、プレイルーム、多目的室、生活訓練室、自立活動室、職員室、事務室、応接室、保健室に整備。（テレビの視聴、パソコンから同軸ケーブルを利用した校内放送を想定）[A] ・校舎内にWifi環境を整える。[A] ・消火器、消火栓等は、障害のある児童生徒の行動特性や車いすの通行に支障となるため、埋め込み式とし、廊下スペースを確保する。[A] ・柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、突起物、支障物をなくす。[A] ・階段はノンスリップのものとし、視覚的な形や区別がつきやすいように色分けする。[A] ・校舎内は上履きとし、床材は、車椅子等で傷がつきにくく、清掃しやすいものとする。[A] ・出入口の扉は、開きやすい引戸式とし、十分な幅を確保する。[A] ・玄関口、池田小学校側の通用口の主要なドアは自動ドアとする。[玄関口：A 通用口：B] ・外側の窓ガラスは、UVカットガラスとする。[C] ・窓ガラスには、飛散防止対策を施す。[A] ・外側の窓及び出入口には網戸を設置する。（多目的室は、虫よけのため網目の細かい食堂対応のもの）[A] ・外側の窓及び出入口には、窓外からの刺激を制御し、学習への集中を促すために（文科整備指針）遮光レースカーテン、カーテン（防災）を設置する。[A] ・室内の壁面には戸棚等の収納スペース（清掃用具庫含む）を設ける。下部にスペースがない場合は、吊り戸棚等に対応する。[B] ・戸棚等の収納スペースには扉を設置し、地震時に収納物が落下しない対策を施す。[A] ・教室等の照明設備については、照度調節が可能なものとし、カバー及び間接照明を用いて防眩対策を施す。[A] ・廊下等の照明設備は、十分な光度を確保し、経済性の良いLED照明等を使用する。[A] ・冷暖房は個別冷暖房設備とする。（集中方式にはしない）[A]
備考	

項目	インフラ整備
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽算定人数は、（職員：35人 生徒：20人）とする。 ・敷地内の東、南側の水路は安全面から床版、グレーチングの設置を考える。 ・上水管の引込は、西側幹線道路下の75mmから50mm又は25mmの管延長で町道を縦断埋設して行うよう検討、協議を行う。 ・前面道路の拡幅は町道であるため、小豆島町が2019年度に設計及び用地買収を行い、2020年度に整備工事を行うことを計画している。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・床版、グレーチングの設置は、水利関係者との協議が必要である。 ・上水管の引込に関しては、町道整備や土地の造成にあわせて、県と小豆島町が協議を行う。

項目	動線計画（内部・外部）
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り単純かつ明瞭な構成の動線とする。[A] ・児童生徒の状態や特性等を考慮し、出会い頭、すれ違う際等の衝突防止に配慮する。[A] ・車両動線と児童生徒の動線が重ならないように計画する。[B] ・日常の動線と避難動線との関連に十分留意して計画する。[A] ・来校者から分かりやすい位置に玄関及び受付の配置を計画する。[A] ・スクールバスの発着場は、補助用具を使用した児童生徒の乗降等が安全かつ円滑に行える規模のものとし、校舎内等への排気ガスの侵入防止等に配慮する。[A] ・池田小学校への動線に配慮する。[A]
備考	

項目	ゾーニング
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理室関係は可能な限り集中しておく。 [B] ・管理室関係は、安全管理の面から、来校者を把握するため、正門に近い位置に配置する。 [A] ・普通教室関係は学部ごとで同じ階に集約する。 [A]
備考	

3. 施設基本計画

(6) 施設別共通仕様要望 ②

A : 必要 B : 可能な限り必要 C : できれば必要

項目	安全・防犯・防災・避難への配慮
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室は、廊下からの見通しを確保する。[A] ・廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出合い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保する等の形状を工夫する。[B] ・教室出入口は、避難路の確保のため、複数確保する。[B] ・事務室は、玄関出入口付近に配置する。[A] ・防犯カメラを設置する。[校門～玄関まわり：A その他：C] ・安全管理のため、二方向以上から敷地外へ出ることができるよう通用門等を整備する。[A] <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階以上の階層から脱出用の避難経路を確保する。（避難用滑り台など）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全性については、構造体はⅡ類、建築非構造部材はB類、建築設備は2類とする。 ・管轄の消防（小豆島東消防）との協議で、計画建物は消防法で6項二に該当。避難用滑り台の設置に関して、2階以上からの避難はEVではなく避難用滑り台を用いてよい旨、協議済。

項目	連絡通路（渡り廊下）
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池田小学校との交流及び共同学習を円滑に行うための連絡通路（渡り廊下）を設ける。[B] <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な接続方法（屋内接続、屋外接続）等については、基本設計までに関係者間で協議を行う。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・県建築指導課との協議の結果、池田小学校との連絡通路による接続は、農道及び水路の使用関係の整理ができれば可能であるが、接続方法（屋内接続、屋外接続）によって、制限の度合いが変わるとのこと。 ・池田小学校との渡廊下による接続を行う場合、設計地盤レベルを池田小学校と揃える必要がある。

項目	自家発電機・太陽光発電パネル
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健室、医療的ケア室及び配膳室は、災害時、停電時でもエアコン、冷蔵庫が使用できるような設備とする。[C] ・外灯は太陽光のタイプを設置。[C]
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時に電力を要する高度な医療器材は導入の予定は現状なし。 ・太陽光発電パネルは、施設の規模や費用対効果を踏まえて検討する。

項目	敷地（建設予定地）
要望事項（特別支援教育課）、検討事項	<p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設計画からは、建設予定地の敷地面積が狭く、学校運営への影響が想定される。分筆予定の境界を4～5m程西側に移動できる、又は土地の全筆を取得できる場合は、敷地面積に応じて、できる限り低層の建物とするとともに、駐車場や屋外作業場等の施設をゆとりある配置とする必要がある。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・学校用地は平成31年度早々の取得を計画している。原案の建設予定地よりも敷地面積が広がる場合は、基本設計段階で必要な検討を行う。

3. 施設基本計画

(7) 各室諸元表 ①

A : 必要 B : 可能な限り必要 C : できれば必要

室名	小学部普通教室
室数	4
利用目的	・知的障害（低学年、高学年）が2学級（1学級6人）、重複障害（低学年、高学年）が2学級（1学級3人）。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上、1階に配置し、小学部と中学部が分かれる場合は、小学部は1階配置とする。[A] ・出入口は引き戸とし、廊下からの段差は無くす。[A] ・屋外作業テラス（バルコニー）を設ける。[A] ・児童の集中を妨げないため、手洗いは、白板のある壁には設置しない。[A] ・重複障害のある児童の学習に使用するため、附帯設備として天井に吊バーを設置する。[C]
備品	<p>【知的教室・重複教室共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い（湯・水混合栓を少なくとも1個設置の車いす対応）、白板（スクリーンとして使用可能なもの）、パソコン、プリンタ、ロッカー、掃除用具入、教材棚、窓カーテン、着替スペース、着替スペース用カーテン <p>【知的教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童用机6、教員用机1 <p>【重複教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童用机3、教員用机1
備考	

室名	中学部普通教室
室数	2
利用目的	・知的障害が1学級（1学級6人）。重複障害が1学級（1学級3人）。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上、1階に配置する。[B] ・出入口は引き戸とし、廊下からの段差は無くす。[A] ・屋外作業テラス（バルコニー）を設ける。[A] ・生徒の集中を妨げないため、手洗いは、白板のある壁には設置しない。[A] ・重複障害のある生徒の学習に使用するため、附帯設備として天井に吊バーを設置する。[C]
備品	<p>【知的教室・重複教室共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い（湯・水混合栓を少なくとも1個設置の車いす対応）、白板（スクリーンとして使用可能なもの）、パソコン、プリンタ、ロッカー、掃除用具入、教材棚、窓カーテン、着替スペース、着替スペース用カーテン <p>【知的教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒用机6、教員用机1 <p>【重複教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒用机3、教員用机1
備考	

室名	学習室（小学部、中学部）
室数	小学部 1、中学部 2
利用目的	・学習内容に応じて、グループ学習や個別指導を行う。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学部学習室は、小学部普通教室と同一フロアとする。[A] ・中学部学習室の内1室は、中学部普通教室と同一フロアとする。[A] ・自立活動室の面積が70㎡に満たない場合は、中学部学習室の内1室を自立活動室と隣接させる。[A] ・手洗い（湯・水混合栓を少なくとも1個設置し、車いす対応とする。）を設置する。[A] ・重複障害のある児童生徒の学習に使用するため、附帯設備として天井に吊バーを設置する。[自立活動室に隣接する学習室：A その他の学習室：C]
備品	・普通教室と同様の仕様とする。
備考	

室名	生活訓練室
室数	1
利用目的	・調理と入浴等における指導を行う。児童生徒の安全面、衛生面に配慮しながら、調理を行い社会自立のための知識、技能、態度を身につける。調理実習、入浴練習、浴槽を利用した自立活動（体を伸ばして浮き、肢体不自由の生徒が筋緊張を緩める等）を行う。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	
備品	<p>【調理関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイランド型高さ可変調理台（IHコンロ、流し（お湯、水）、収納、電源付）、手洗い（湯・水混合）、調理器具大型収納、換気設備、冷蔵庫、オーブンレンジ、電子レンジ 冷凍冷蔵庫電気調理器、書籍棚、校内LAN端子、試食台、検食用冷凍庫、消毒保管庫 食器乾燥機、清掃用具入れ <p>【入浴関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面台、脱衣所、洗い場、浴槽（人が体を伸ばして浮く程度のスペース）。移動台、マット敷、シャワー、L型手すり、横手すり、扇風機、ドライヤー3台等の設備。
備考	

3. 施設基本計画

(7) 各室諸元表 ②

A：必要 B：可能な限り必要 C：できれば必要

室名	多目的室
室数	1
利用目的	・ランチルーム、音楽等の授業で使用。全学年がまとまったの活動や交流活動を行う。
遵守事項	・衛立は危険なので使用しない。
要望事項 (特別支援教育課)	・給食を行うことに配慮し、2階以下に配置する。[A] ・音楽の授業を行うので、普通教室からできる限り距離を離す。[A] ・移動間仕切りによる室内の分割利用をしたい。[A] ・床コンセントを設置したい。[A]
備品	・音響・映像装置、防音設備（床絨毯は不可）、電子ピアノ、流し台、手洗い（湯・水混合栓3個設置の車いす対応とし、分割した多目的室の白板のない壁に1箇所ずつ設置）楽器 ・楽譜・教材収納棚、PC（LAN接続）、移動式折畳みテーブル、椅子、収納式スクリーン、冷蔵庫、電子レンジ、卓上IH、白板（分割した多目的室に1箇所ずつ設置）
備考	

室名	自立活動室
室数	1
利用目的	・障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養うことを目的として「自立活動」を行う。主に、体の動き、感覚・認知、コミュニケーション、支援機器の利用などの学習を行う。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・付帯設備として天井に吊バーを設置する。[A] ・各種遊具、支援機器等の収納スペース、遊具を使った感覚運動の学習等を行うため、ある程度の広さが必要。[A] ・面積としては、70㎡を確保したい。そのため、面積不足の場合は、中学部学習室1室とあわせて確保する（パーテーションで区切る等。）[A]
備品	・吊遊具を天井に設置するための吊りバー。 ・訓練用肋木・手摺り、感覚運動用具・遊具。
備考	

室名	ブレイルーム
室数	1
利用目的	・体育館機能を兼ねる。体操、マット運動、平均台、トランポリン等の体育や式典等で使用。 ・式典時には、校旗、国旗等を掲揚し、スクリーンに校歌等を映写する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・簡単な球技（卓球[A]、バドミントン[A]、バスケットボール半面[B]）ができる天井高。 ・天井高が必要なので、2階分以上の階高は不可。[A] ・移動式ステージ、椅子の収納場所として倉庫が必要。[A]
備品	・音響設備（壁掛けスピーカー、オーディオ設備）、電子ピアノ、排煙設備、移動用スクリーン。 ・バトン（国旗、発表会掲示用）、演台、椅子100脚、長机を収納可能な倉庫。 ・手動式壁面収納ステージ。
備考	

室名	図書室
室数	1
利用目的	・タブレット端末を使用した読書も行う。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・棚等は造り付けとせず、普通教室の面積を確保。[A]
備品	・読書コーナー、掲示スペース・掲示板、書架、図書紹介用棚、テーブル、椅子、教務机、貸し出しカウンター、テレビ（ビッグパッド50型：電子黒板兼用）、DVD、手洗い流し（湯・水混合栓を少なくとも1個設置の車いす対応とする）、清掃用具入れ、情報コンセント、棚、カーテンレール、ノートパソコン（5台）、タブレット（5台）
備考	

3. 施設基本計画

(7) 各室諸元表 ③

A : 必要 B : 可能な限り必要 C : できれば必要

室名	職員室
室数	1
利用目的	・職員執務のため必要。職員利用人数30名。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・職員ミーティングや外部関係者との打ち合わせ等を行うスペースを確保する。[A]
備品	<ul style="list-style-type: none"> 放送設備・スピーカー、マイク設備、非常呼出、チャイム設定機械、電源（壁面、床下配線）・LAN端子（床下配線）、カーテン、レースカーテン、行事白板、掲示板、壁面収納棚、レターケース、ソファセット、ミーティング机、ついたて、事務机、椅子、個別ロッカープリンター（LAN接続）、電話、シュレッダー、換気設備。 【給湯スペース】 職員の飲食物の管理や湯茶の給湯のために必要。流し台、手洗い（湯・水混合栓）、冷蔵庫、収納棚、給湯台、電気ポット、電子レンジ、換気扇。 【印刷スペース】 印刷機とその付属物、印刷用紙等を常備し、授業教材、教務資料等を印刷して頁順に丁合する。印刷機、整理棚、収納棚、長机、コピー機、ラミネーター、シュレッダー。 【保管スペース】 教材、本棚、耐火金庫等（耐火金庫は別室として、施錠。）壁面収納。
備考	

室名	職員室書庫
室数	1
利用目的	・事務文書、各種用具、消耗品等を保管するための書庫。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・できる限り職員室に隣接して配置する。[B]
備品	
備考	

室名	応接室（校長室）
室数	1
利用目的	・来客対応。職員相談用（個人情報に関する内容を含む。）
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 職員相談用にも使用するため、音が室外に漏れにくい仕様とする。[A] 1階の事務室近くに配置。[A]
備品	・執務机、収納棚、LAN端子、電源、応接セット、鍵付き収納、手洗い（湯、水混合栓）、テレビ。
備考	

室名	事務室
室数	1
利用目的	・来客受付、執務、校舎管理等のために使用。5人程度の職員が利用。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	
備品	<ul style="list-style-type: none"> 機械警備・非常放送設備盤、各会計書類、施設関係書類保管場所、来客用のための給湯設備。電源・LAN端子（床下配線）、消防・空調関係・設備関係管理機器、防犯カメラモニター、ナースコール操作機器、事務机、椅子、耐火金庫、受付カウンター、応接セット、コピー機プリンター、スキャナー、電話、可動式書架、換気扇、収納棚、無停電電源装置レイヤー、HUB、FAX、電話集約機、警備用機器設置スペース、シュレッダー。 【給湯スペース】 流し台、手洗い（湯・水混合栓）、冷蔵庫、収納棚、給湯台、食器乾燥機、電気ポット、電子レンジ、換気扇。
備考	

室名	事務書庫
室数	1
利用目的	・事務文書、各種用具、消耗品等を保管するための書庫。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・できる限り事務室に隣接して配置する。[B]
備品	
備考	

3. 施設基本計画

(7) 各室諸元表 ④

A : 必要 B : 可能な限り必要 C : できれば必要

室名	職員更衣室（男・女）
室数	2
利用目的	・勤務中は動きやすい服装が望ましいため、職員が更衣のために使用する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	
備品	・洗面台、更衣ロッカー人数分。
備考	

室名	職員休養室（男・女）
室数	2
利用目的	・職員の体調不良時の休養等を行うため使用する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	
備品	・洗面台、ソファ、テーブル、ベッド又は畳スペース（目隠しカーテン付き）
備考	・職員更衣室の中に設置可。

室名	保健室
室数	1
利用目的	・児童生徒の健康管理や静養、定期健診等に利用する。保健教育関係資料を利用しやすいよう整理配架する。教育相談の場としても活用。隣接して、医療的ケア室・静養室を設ける。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・静かで、良好な日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保。[A] ・救急車に搬送しやすい位置で、ストレッチャーが容易に搬入が可能な場所に配置。[A]
備品	・湯沸設備、流し台、洗面台、汚物処理流し、換気設備、行事白板・掲示スペース、ベッド2、仕切りカーテン、作業テーブル、収納棚、冷蔵庫、薬品庫、体重計、休憩スペース（ソファ、テーブル）、事務机、椅子、電源、LAN端子、ストレッチャー、診察台、衝立電話、滅菌器（オートクレーブ）、AED、扇風機、電気ストーブ、清潔を保ちやすい床材。
備考	・高度な医療機器は導入しない。

室名	医療的ケア室・静養室
室面積/室数	1
利用目的	・児童生徒に医療的ケアを安全面、衛生面に配慮しながら実施するため使用する。 ・感染症防止のため、保健室のベッドとは別に静養室もベッドを用意する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・保健室から出入りできるように保健室に隣接して配置する。[A]
備品	・換気設備、湯沸設備、流し台、汚物流し、ベッド、作業台、収納、冷蔵庫、ソファ、医療的ケア用具乾燥台、医療的ケア用スタンド
備考	

室名	教材庫
室数	3
利用目的	・大型遊具、遊具製作材料、備品、教材・教具、各種資料等収納用。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・普通教室への持ち運びが容易となるよう。各部から近い位置に配置。[A]
備品	・壁面収納棚（棚板高さ可動式）
備考	

室名	倉庫
室数	3
利用目的	・事務関係消耗品、衛生用品、校舎環境整備器具、校舎清掃用具等を収納するために必要である。うち一つは、プレイルームに併設し、プレイルームで使用する物品を収納する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	
備品	・壁面収納棚（棚板高さ可動式）
備考	・階段下等を有効活用し、倉庫の面積を確保する。

3. 施設基本計画

(7) 各室諸元表 ⑤

A : 必要 B : 可能な限り必要 C : できれば必要

室名	進路指導室
室数	1
利用目的	・保護者との打ち合わせ、就学前の相談等で使用する。会議室を兼ねる。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・来校する保護者等が、静かに落ち着いて相談等を行える位置。[A]
備品	
備考	

室名	トイレ関係 (小学部、中学部、職員、来客、障害者用)
室数	—
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは、各階に配置する。児童生徒用には、洗濯機・乾燥機置場、シャワースペースを配置する。[A] ・照明は、人感センサー付き自動照明とする。[A] ・小学部、中学部のトイレは、各学部の普通教室とできる限り近い位置に配置する。[B] ・小学部用トイレは、排せつ指導を行うため、来客用とは兼ねない。[A]
備品	<p>【小・中学部用トイレ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部洋式トイレ (ウォシュレット)、暖房便座、介助スペース、擬音装置、消臭設備、手摺り、緊急呼出し装置、給湯装置付手洗い、センサー付照明、汚物が洗える深い流し、ペーパー・オムツ等衛生用品の収納棚、非常放送用スピーカー <p>(小学部用トイレ (最小確保数))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ：小便器2、小型小便器1、大便器2、大型大便器1 ・女子トイレ：大便器2、小型大便器1 <p>(中学部用トイレ (最小確保数))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ：小便器2、大便器2 ・女子トイレ：大便器3 <p>【障害者用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1・2階に1箇所確保する。引戸式ドアとし、跳ね上げ式補助フレームのほか、小・中学部用トイレ共通に準じる。 <p>【来客用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子トイレ：小便器1大便器1、女子トイレ大便器2 ・来客用は、1階に設置し、職員用と兼ねてもよい。
備考	

室名	配膳室
室数	1
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳室は、外部からの異物の混入を防ぐため、廊下等と明確に区分すること。[A] ・出入口には、原則として施錠設備を設けること。[A] ・給食車両が進入して荷台からコンテナ等の受取りができる構造とし、雨天時の受取りに配慮すること。また、受取り箇所は、配膳室と分けて風除室を設けること。[A]
備品	<ul style="list-style-type: none"> ・流し台、手洗い (湯・水混合栓)、作業台、冷蔵庫、パンラック、カートスペース (3台) コンテナスペース (1台) 災害用備蓄スペース。 ・配膳職員用の事務室、トイレは設置不要。
備考	・給食は、受取りのみで二次調理を行わない。

対象部	玄関ホール
利用目的	・来客や職員、児童生徒の出入りに使用、来客や保護者等との簡易な対応や諸行事の際の受付も行う。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付は、車椅子利用者が受付しやすいような工夫をする。[A] ・玄関から正門付近への通路にかけて、十分な照明を設置する。[A] ・来客者と児童生徒の靴箱の動線が重ならないようにする。[B] ・壁面は、児童生徒作品等を掲示できるように、バトン等を設置。[B] ・児童生徒作品等を展示できるスペースを確保。[B] ・掲示スペース[A]、靴置き場 (来客・職員・児童生徒) [A]、壁面収納[C]、自動ドア[A]を設置。
備考	

対象部	廊下・階段
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常及び緊急時に、安全に通行可能な幅として、車椅子が対向できる廊下幅が必要。(最小幅：2.5m) [A] ・事故防止のため柱や消火器等の突出を無くす。両側手摺りを配置し、識別しやすい色とする。[A] ・十分な照度があり経済性の高い照明。[A] ・階段は段差を低めに設定し、端部を識別しやすい色使いとする。[A] ・廊下に手洗い (湯・水混合栓3個の車いす対応とする) を設置する。[A] ・廊下壁面に掲示スペースを設置。[A]
備考	

3. 施設基本計画

(7) 各室諸元表 ⑥

A : 必要 B : 可能な限り必要 C : できれば必要

対象部	エレベーター (EV)
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・歩行困難な児童生徒、車椅子使用者、緊急時のストレッチャー搬送などで安全に利用できる大きさのエレベーター1台が必要。[A]
備考	

対象部	機械室
利用目的	・機械室が必要な設備がある場合は設置する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	
備考	

対象部	スロープ
利用目的	・渡り廊下を整備しない場合は、池田小学校へのアクセス（校舎の利用及び運動場への移動）のため必要。また池田小学校への避難としても使用。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・車椅子1台分が移動できる幅、勾配1/12以下を確保。[A] ・水路に落ちないように対策を行う。[A] ・池田小学校との敷地高低差を考慮したスロープとする。[A]
備考	

対象部	車寄せ
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・自家用車等送迎の生徒が、雨天時にも困難なく昇降できるように配慮する。[A]
備考	

対象部	囲障
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・囲障は、不審者が侵入しにくいように工夫をし、目隠しフェンスで、隣接する民家に配慮すること。また、飛び出し防止、水路への転落防止のための対策を行う。ただし、池田小学校への連続性も考慮したものとする。[A]
備考	

対象部	門、通用門
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・軽量で開閉のしやすいものとする。[A] ・車両用の横に、歩行者用の門を設置する。[A] ・事務室から見やすい位置に配置する。[A] ・車椅子の児童生徒が通行しやすいように段差を設けない。[A] ・池田小学校への連絡通路に門を設置する。[A]
備考	・避難用の門は、必要となる場合に設置する。

対象部	駐車場
利用目的	・敷地内で、可能な限り駐車台数を確保する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・【外部】 来客用車椅子1台、来客用5台[A] ・【公用車】 公用車1台、スクールバス2台（9人乗り）[B] ・【職員】 10台[B] ・できる限り保護者用の駐車場を確保する。[B]
備考	

3. 施設基本計画

(7) 各室諸元表 ⑦

A：必要 B：可能な限り必要 C：できれば必要

対象部	ゴミ置場
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・業者車両が付けれる位置で、校舎とは区分する。[A]
備考	・回収回数は、可燃が週1回、不燃・資源が持込となるため、ダストボックスを2台設置する。

対象部	自転車置場
利用目的	・職員、来客用等として設置する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	
備考	

対象部	緑化
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・可能な限り敷地内緑化を行うためのスペースを設ける。(プランター、壁面緑化等を含んだ計画とする。)[B] ・屋外にかん水用の散水栓と手洗い場を設ける。[A]
備考	

対象部	舗装
利用目的	
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・常時、車両が通行する場所は舗装する。[A] ・車椅子での移動が支障ないようにする。[A]
備考	

対象部	屋外作業室
利用目的	・児童生徒が栽培等の学習をするために作業スペースを設置する。
遵守事項	
要望事項 (特別支援教育課)	・手洗いが必要。[A]
備考	

4. 事業化計画

(1) 建物概算事業費

約7億7千万円 ～ 約8億3千万円 (池田小学校への連絡通路を含む。)

※ 用地取得、設計、造成工事等に係る費用は、含まない。

(2) 整備スケジュール

2023年4月開校を目標とした整備スケジュールは、次のとおりである。

工期 工事等	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
用地取得	■	■																						
農地転用手続		■	■	■	■	■	■	■	■															
造成設計			■	■	■	■																		
造成工事										■	■	■	■	■										
道路拡幅工事 (小豆島町)										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
基本設計		■	■	■	■	■																		
設計内容の検討																				■	■			
実施設計										■	■	■	■	■										
計画通知																								
工事発注手続																								
建設工事																								
開校準備																								

香川県津波浸水想定 地域海岸:小豆島南・西岸 <小豆島町②>

図面番号 37/40

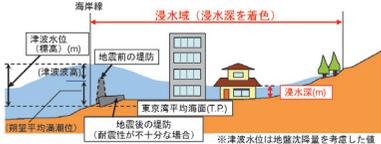


浸水深(m)

4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

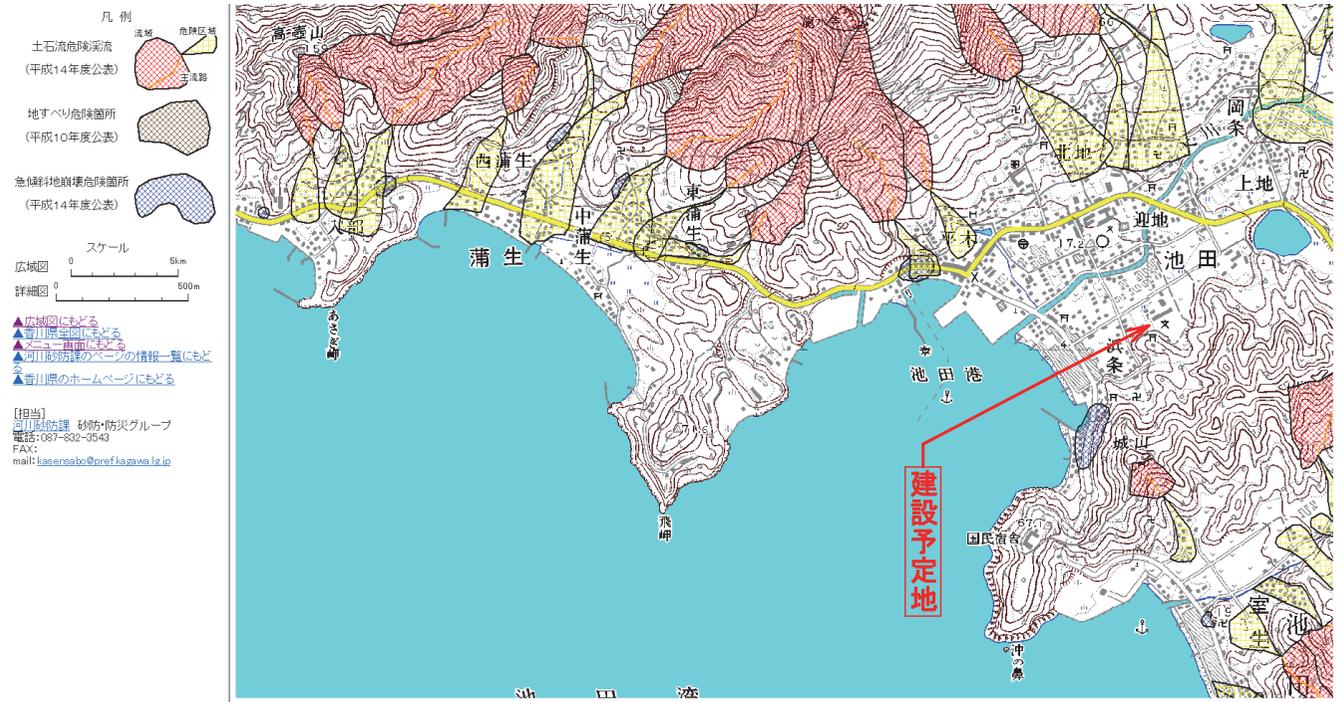


- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がります。



1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri Japan

(2) ハザードマップ ②

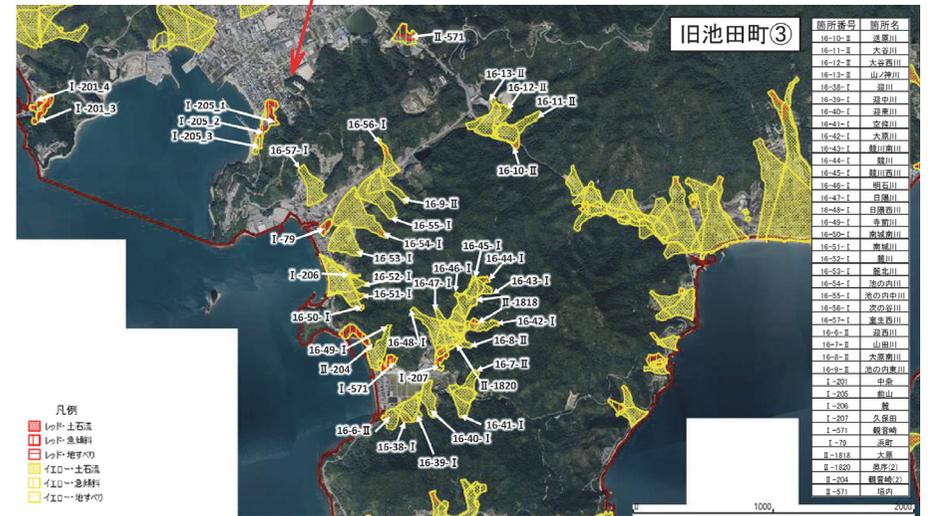


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平17総環 第464号)
①地形図は平成11年頃のものを使用していますので、現在の状況とは異なる部分があります。

土砂災害危険箇所図

建設予定地

土砂災害警戒区域指定区域図



(3) 気象データ (降水量)

年	降水量(mm)												
	合計	日最大		1時間最大		10分間最大		各階級の日数					
		値	月日	値	月日時分	値	月日時分	≥1mm	≥10mm	≥30mm	≥50mm	≥70mm	≥100mm
1976	2259	790	9/11	95	9/11 21:00	///	///	112	42	8	4	3	3
1977	1066	71	9/29	27	9/09 23:00	///	///	92	36	10	2	1	0
1978	697	50	6/22	13	6/30 09:00	///	///	82	24	4	1	0	0
1979	1181	176	9/30	44	9/30 20:00	///	///	105	32	8	5	2	1
1980	1304	86	9/10	22	8/27 02:00	///	///	122	43	12	5	1	0
1981	825]	49]	6/18	27]	6/18 06:00	///	///	100]	33]	4]	0]	0]	0]
1982	881	112	8/01	36	9/25 03:00	///	///	92	27	5	2	2	1
1983	1000	71	9/28	14	7/05 06:00	///	///	103	32	9	3	1	0
1984	831	68	7/25	22	7/25 24:00	///	///	84	31	3	2	0	0
1985	1076	82	6/29	25	7/12 08:00	///	///	106	35	7	3	2	0
1986	827	56	5/14	21	7/10 09:00	///	///	88	28	5	1	0	0
1987	949	58	5/13	17	7/14 11:00	///	///	101	31	8	2	0	0
1988	1156	90	6/03	23	7/14 07:00	///	///	89	38	10	3	3	0
1989	1490	139	8/27	27	8/27 10:00	///	///	108	52	12	2	1	1
1990	1751	220	9/19	34	9/19 20:00	///	///	119	39	15	7	4	3
1991	1199	53	4/24	24	6/30 07:00	///	///	117	43	13	1	0	0
1992	1205	86	8/19	17	10/01 13:00	///	///	111	34	11	5	2	0
1993	1508	78	9/03	26	8/02 03:00	///	///	111	50	14	4	2	0
1994	835	152	9/29	25	9/29 23:00	///	///	75	22	6	2	1	1
1995	1034	73	7/03	33	7/22 08:00	///	///	94	31	10	4	1	0
1996	983	79	9/13	26	10/03 17:00	///	///	86	33	9	4	1	0
1997	1263	168	9/16	74	9/16 22:00	///	///	95	36	9	5	4	1
1998	1385	146	9/22	46	9/22 14:00	///	///	102	43	12	4	3	1
1999	1092	88	9/14	58	9/14 21:00	///	///	91	40	8	2	1	0
2000	771	61	9/11	15	6/25 10:00	///	///	88	30	6	1	0	0
2001	1095	95	8/21	18	10/10 01:00	///	///	100	36	7	3	1	0
2002	721	41	7/09	22	6/20 08:00	///	///	98	26	4	0	0	0
2003	1525	243	8/08	51	8/08 04:50	///	///	123	47	9	3	3	1
2004	1787]	296]	10/20	81]	8/05 00:20	///	///	96]	42]	13]	9]	5]	2]
2005	750	45	9/05	19	8/15 10:50	///	///	84	28	4	0	0	0
2006	1230	69	7/20	24	8/31 23:00	///	///	107	41	10	3	0	0
2007	801	89	7/14	22	9/24 23:10	///	///	90	30	4	1	1	0
2008	1050.0	54.5	10/05	21.0	8/29 14:00	5.5]	12/05 06:06	99	34	7	2	0	0
2009	1262.0	201.5	8/09	38.5	8/09 15:30	11.5	8/09 14:48	89	34	9	5	2	1
2010	1102.0	100.5	6/26	17.0	6/23 00:23	13.0	9/23 07:34	84	34	5	3	2	1
2011	1911.5	226.5	9/03	80.0	9/16 22:16	20.5	9/16 22:14	88	37	15	8	7	5
2012	1008.0	63.0	9/30	19.5	7/03 07:44	11.5	7/20 08:15	104	34	8	2	0	0
2013	1446.0	173.5	9/15	31.0	9/04 10:01	18.0	8/02 00:01	93	35	14	6	3	2
2014	1300.0	185.0	8/10	42.0	8/10 08:39	12.0	8/10 07:57	94	32	5	4	3	3
2015	1357.5	164.5	7/17	42.5	7/17 01:48	13.5	8/17 13:50	103	48	11	1	1	1
2016	1343.5	91.5	9/19	70.0	9/08 04:30	28.0	9/08 03:56	91	39	10	4	3	0
2017	1255.0	175.0	9/17	53.5	9/17 18:38	17.5	7/18 08:21	80	34	9	4	3	3

※国土交通省気象庁のHPより抜粋

小豆島オーリーブバス路線図



・ 通学方法について

ー主な通学方法としては、自家用車やスクールバスによる送迎を想定している。しかし、学習の一環として、路線バス（小豆島オーリーブバス）通学を行うことも考えられる。

・ 通学時間について

【バス+徒歩】

- ①オーリーブバス「小豆島中央病院前」又は「迎池」（最寄りバス停）から徒歩約15分

【車】

[小豆島町]

- ①「小豆島中央病院」から約5分
- ②「池田港」から約5分
- ③「小豆島中央高校」から約7分
- ④「小豆島町中山体育館」（中山）から約7分
- ⑤「三都公民館」（蒲野）から約15分
- ⑥「草壁港」から約11分
- ⑦「小豆島町役場本館」から約15分
- ⑧「小豆島中学校」から約15分
- ⑨「坂手港」から約25分
- ⑩「福田港」から約35分

[土庄町]

- ①「小豆島中学校」「小豆島小学校」「小豆島総合事務所」から約10分
- ②「土庄町役場」から約12分
- ③「土庄港」から約15分
- ④「戸形公民館」（小瀬）から約25分
- ⑤「伊喜末バス停留所」（伊喜末）から約17分
- ⑥「肥土山公民館」（肥土山）から約11分
- ⑦「小海バス停留所」（小海）から約20分
- ⑧「大部港」から約30分
- ⑨「小部バス停留所」から約32分